

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
不利益処分名	故意に疾病にかかった場合等の給付制限	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第60条	
連 絡 先	(電話 621 - 5159)	
処 分 基 準	基 準	保険給付の制限 第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)